

審査メモの論点に対する回答  
(毎月勤労統計調査の変更)1 東京都への調査の移管に伴う調査系統の変更  
(変更点)

- ・ 東京都の常用労働者数500人以上規模の事業所のうち、令和元年6月から国が直轄で調査していた事業所について、令和4年1月から東京都が調査を実施

## (論点)

- a 厚生労働省が直轄で実施していた調査の東京都への移管について、調査系統の変更後も報告者の協力を継続的に得ることが重要となるが、これまで厚生労働省において蓄積してきた調査対象事業所の特性等の情報提供など、業務の引継ぎ等をどのように行うのか。

## (回答)

- a 東京都とは、令和2年7月頃から協議を開始し、必要な手続等について確認しながら作業を進めているところである。  
国が行っている調査対象事業所の特性等の情報については、現在、国で保有する事業所情報を、東京都が管理している事業所情報のデータ様式に変換する作業を行っており、作業終了後に当該情報を東京都に移管する予定である。  
また、令和3年12月上旬頃に、調査票等の調査用品の発送と併せて国から各事業所に対して、令和4年1月分以降は東京都が調査を実施する旨の通知を行うことで、円滑に業務を移管することができるように対応していくことを予定している。

## 2 特別調査の公表の期日の変更

### (変更点)

- ・ 特別調査の公表の期日を1か月繰り下げ、調査実施翌年1月末に変更

### (論点)

- a 特別調査の公表期日の繰下げの期間は適切か。
- b 繰下げによる利活用上の支障はないか。

### (回答)

- a 特別調査は、常用労働者1人以上4人以下の事業所における雇用、給与及び労働時間の実態を明らかにする調査であり、毎年8月～9月に、調査区内を統計調査員が巡回して、常用労働者を5人未満雇用する全事業所を抽出する集落抽出により調査を行う。

特別調査は、調査区内の全ての事業所を調査対象とする集落抽出を行っていることから、調査開始時点では調査対象事業所名簿がなく、調査実施と並行して事業所名簿を作成することとなる。

具体的には、都道府県では、調査票の審査を優先して行い、審査完了後、厚生労働省で調査票の確認・集計を行っている間に都道府県で事業所名簿を作成するという手順で行っており、事業所名簿が確定してチェックが完了するのが12月上旬頃となる。

事業所名簿の確定後、調査票と事業所名簿で整合性チェックを行うが、その際に調査票の調査区番号に誤りが見つかる場合がある。調査区番号に誤りがあると、誤った復元倍率で集計されることとなるため、復元倍率を修正して再集計を行うことが必要となる。

調査区番号に誤りが見つかり、再集計が発生した場合には、作業に1～2週間の遅れが発生すること、現在の公表期日は12月末までとしており、公表期日を繰り下げると年末年始を挟むこととなり、実質1か月程度の遅れが見込まれることから、公表期日を1月末に変更するものである。

### (特別調査の実施スケジュール)

8月1日～9月10日	統計調査員が調査区内の事業所を訪問し、調査を実施
9月中旬～下旬	調査票を都道府県で確認して、厚生労働省に提出
9月下旬～11月中旬	厚生労働省において、調査票の電子化及び調査票の審査
11月上旬	調査対象事業所名簿を都道府県で確認して、厚生労働省に提出 <sup>※1</sup>
11月中旬～12月上旬	調査対象事業所名簿の電子化
11月下旬～12月上旬	調査票の集計
12月上旬	調査対象事業所名簿と調査票の確認・・・(*)
12月中旬	<u>(*)で不整合がある場合、調査票の再集計</u>
12月下旬	結果の公表

※1 督促分も含めて調査票提出事業所が確定してから作業を行うため、調査対象事業所名

簿の厚生労働省への提出は11月上旬頃となる。

b 特別調査の結果について、民間企業等の利活用については把握していないが、国の行政機関においては、

- ・ 国民経済計算の年次推計における雇用者報酬及び労働時間数の推計
- ・ 産業連関表の「賃金・俸給部門」の推計

において、1～4人規模事業所の推計に活用している。

特別調査の結果を利活用している行政機関に確認したところ、「公表期日を1か月繰り下げることについては、推計上の影響はない」との回答を得ており、利活用上の支障等は生じないものと考えている。

また、一般利用者については、利活用に支障があるかどうか事前の確認が困難であるものの、公表期日の変更についてあらかじめホームページで情報提供するなど、周知に努めることとしたい。

◎ 一般利用者における特別調査の利用状況

① 特別調査結果のHPのダウンロード数

	令和元年 12月	令和2年 1月	2月	3月
令和元年調査結果の概況 (令和元年12月26日公表)	334	694	173	98
e-Stat掲載データ	542	311	229	123

(参考) 全国調査結果のダウンロード数

	令和3年 2月	3月	4月	5月
令和2年分調査結果の概況	3,433	2,240	1,174	1,003
速報 (令和3年2月9日公表)	1,584	140	87	60
確報 (令和3年2月24日公表)	1,849	2,100	1,087	943
令和2年12月分調査結果の概況	3,623	1,716	311	243
速報 (令和3年2月9日公表)	2,715	209	54	21
確報 (令和3年2月24日公表)	908	1,507	257	222
e-Stat掲載データ	15,996	16,082	15,194	19,979

② 特別調査について、過去5年間（平成28年度以降）、統計法第32条、第33条の二次利用の利用実績はない。

### 3 調査票情報の保存期間及び保存責任者の変更

#### (変更点)

- ① 地方調査における「調査票の内容を記録した電磁的記録媒体」を厚生労働省において永年保存することに変更
- ② 記入済み調査票の保存期間を3年から1年に変更し、保存責任者を、全国調査及び特別調査の記入済み調査票については統計管理官（雇用・賃金福祉統計室長併任）、調査票の内容を記録した電磁的記録媒体については政策統括官付参事官（企画調整担当）に変更

#### (論点)

- a 各都道府県において、地方調査の「調査票の内容を記録した電磁的記録媒体」の現在の保存状況はどのようになっているか。
- b 今後、地方調査における「調査票の内容を記録した電磁的記録媒体」の厚生労働省での保存はどのように行っていくのか。
- c 厚生労働省の他の月次の基幹統計調査において、記入済み調査票の保存期間や保存責任者はどのように定められているのか。（これらの基幹統計調査と平仄が図られているか。）

#### (回答)

- a 地方調査における「調査票の内容を記録した電磁的記録媒体」については、諮問第97号の答申を踏まえ、平成29年1月分調査以降について保存するよう、各都道府県に依頼したが、一部の都道府県において、平成29年1月分調査以降も保存されていない事例が見受けられた。（令和元年11月分調査以降は、全ての都道府県で電磁的記録媒体を保存している。）  
一方、厚生労働省において、平成30年1月分調査以降、地方調査の調査票の内容を記録した電磁的記録媒体を、毎月勤労統計調査オンラインシステム（政府統計共同利用システムと連携し、都道府県庁及び厚生労働省からネットワークを通じて、毎月勤労統計調査の調査票の受付から地方調査の結果表の作成までを行うシステム）を用いて保存している。
- b 都道府県と調整しつつ、厚生労働省において引き続き、地方調査の調査票の内容を記録した電磁的記録媒体を保存していく予定である。  
全国調査における調査票情報等の保存は、
  - ・毎月のデータを雇用・賃金福祉統計室がサーバで一時保存
  - ・年1回、1年分のデータをまとめて統計企画調整室に移管し、電子媒体等で保存しており、地方調査についても、同様の保存を行う予定である。

- c 厚生労働省における月次の基幹統計調査における記入済み調査票の保存期間及び保存責任者は以下のとおりである。

	保存期間	保存責任者
毎月勤労統計調査 (全国調査、地方調査)	3年	全国調査：厚生労働大臣 地方調査：都道府県知事
人口動態調査(人口動態調査票)	調査を実施した年の 翌年1月1日から1 年	厚生労働省統計管理官 (人口動態・保健社会統 計室長併任)
薬事工業生産動態統計調査	1年間	厚生労働省医政局経済課 長
医療施設調査(動態調査)	1年	厚生労働省保健統計官

また、毎月勤労統計調査においては、全国調査及び地方調査の調査票は、確報の公表時(全国調査は調査月の3か月後の10日まで、地方調査は調査月の3か月後の末日まで)に電子化することから、「調査を実施した年の翌年1月1日から1年」に変更しても、統計作成上等の支障は生じない。

これらを踏まえ、保存期間については、始期を明確にしつつ他の月次の基幹統計調査と平仄を合わせるように、「調査を実施した年の翌年1月1日から1年」とし、保存責任者については「厚生労働省統計管理官(雇用・賃金福祉統計室長併任)」としたい。

## 5 基本計画、過去の答申における今後の課題への対応状況

### (2) 過去の答申における今後の課題への対応状況

#### (論点)

- a 令和元年特別調査と小規模事業所勤労統計調査について、回収率はどのようになっているか。回収率の向上に向けた取組はどのようになっているか。
- b 小規模事業所勤労統計調査と令和元年特別調査の両方に回答した事業所に限定した集計結果についてはどのようになっているか、また、どのように利用者に情報提供されているか。

#### (回答)

- a 特別調査については、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、例年と同様の調査員調査を実施することは困難であることから、令和2年の特別調査は中止し、代替調査として、郵送・オンラインにより、「小規模事業所勤労統計調査」を実施することとした。(特別調査と小規模事業所勤労統計調査の比較は別紙1のとおり。)

令和元年特別調査と小規模事業所勤労統計調査の回収率は以下のとおりである。

令和元年特別調査：

- ① 調査客体数 22,113 事業所
- ② 有効回答数 19,551 事業所
- ③ 有効回答率 88.4%

小規模事業所勤労統計調査：

- ① 調査客体数 19,191 事業所
- ② 回答事業所数 10,593 事業所
- ③ 有効回答数(事業所規模1～4人) 8,743 事業所
- ④ 調査票回収率(②/①) 55.2%
- ⑤ 有効回答率(③/①) 45.6%

※1 調査票の発送をした数(19,781 事業所)から、対象事業所へ調査票が届かず返還される等により事業所の不存在が確認できた数(590 事業所)を除いた数を①の調査客体数としている。

※2 小規模事業所勤労統計調査の調査対象は、「令和元年特別調査において回答のあった事業所のうち、住所を把握している事業所」となっており、調査時点で事業所規模1～4人でない事業所も調査対象に含まれている。

※3 回答のあった10,593 事業所のうち、オンラインによる回答は2,515 事業所(調査客体数(19,191 事業所)の13.1%)

小規模事業所勤労統計調査においては、提出期限を過ぎても回答がなかった事業所に対しては、調査に協力いただくようお願いのハガキを送付することで回収率向上に努めた。

小規模事業所勤労統計調査の回収率は、令和元年特別調査の回収率よりも大きく低下しているが、これについては、令和2年は、新型コロナウイルス感染症の影響により回答困難な事業所が増加したと考えられること、従来の特設調査と異なり、一般統計調査として郵送・オンラインにより調査を実施したこと等によるものと考えている。

なお、令和3年特別調査については、調査員調査により実施するが、新型コロナウイルス感染症の影響により、調査員による回収が困難な場合は、郵送又はオンラインにより回収を行うことで、回収率の向上に努める予定である。

- b 小規模事業所勤労統計調査においては、調査対象の範囲、調査方法及び調査期日が異なるため、従来実施している特別調査と結果についての直接の比較は困難であるが、本調査と可能な範囲で対象を揃えるため、本調査と令和元年特別調査の両方に回答した事業所に限定して、令和元年特別調査を集計した数値（令和元年特別集計）を用いて、例年の特別調査の概況と同様の図表を機械的に作成したものを参考情報として概況に掲載している。

具体的な内容は別紙2のとおり。

以上

令和元年特別調査と小規模事業所勤労統計調査（一般統計調査）の比較表

項目	令和元年特別調査	小規模事業所勤労統計調査
基準期日・期間	令和元年7月末現在（給与締切日の定めのある場合は7月の最終給与締切日現在）	令和2年9月末現在（給与締切日の定めのある場合は9月の最終給与締切日現在）
調査期間	令和元年8月1日～9月10日	令和2年10月1日～10月31日
調査対象	抽出した調査区内に所在する事業所のうち常用労働者数が1～4人である事業所全部 ※調査員が調査区内を巡回して事業所を把握する。	令和元年特別調査において回答のあった事業所のうち、住所を把握している事業所 ※前年に調査した事業所のみが対象であり、調査後に新設された事業所等は調査対象外
調査事項・集計事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要な生産品の名称又は事業の内容</li> <li>・常用労働者数</li> <li>・常用労働者ごとの年齢、勤続年数、出勤日数、通常日1日の実労働時間数、きまって支給する現金給与額、特別に支払われた現金給与額 等</li> </ul>	
系統・手法	調査員調査 配布：厚生労働省－都道府県－調査員－報告者 収集：報告者－調査員－都道府県－厚生労働省	郵送又はオンライン調査 配布：厚生労働省－民間事業者－報告者 回収：報告者－厚生労働省
公表日	令和元年12月26日公表	令和3年4月28日公表
① 調査客体数	22,113 事業所	19,191 事業所 <sup>※1</sup>
② 回答事業所数	19,789	10,593 事業所 <sup>※2</sup>
③ 有効回答数	19,551 事業所	8,743 事業所（事業所規模1～4人） <sup>※3</sup>
④ 調査票回収率（②/①）	89.5%	55.2%
⑤ 有効回答率（③/①）	88.4%	45.6%

※1 小規模事業所勤労統計調査の調査客体数は、調査票の発送をした数（19,781 事業所）から、対象事業所へ調査票が届かず返還される等により事業所の不存在が確認できた数（590 事業所）を除いた数である。

※2 小規模事業所勤労統計調査の調査対象は、「令和元年特別調査において回答のあった事業所のうち、住所を把握している事業所」となっており、調査時点で事業所規模1～4人でない事業所も回答事業所に含まれている。

※3 回答のあった10,593 事業所のうち、オンラインによる回答は2,515 事業所（調査客体数（19,191 事業所）の13.1%）



## 4 参考情報

## 本調査と令和元年特別調査の特別集計結果の比較

従来実施している特別調査と本調査は、調査対象の範囲、調査方法及び調査期日が異なるため、結果についての直接の比較は困難であり、注意が必要である。

その上で、「参考情報の利用上の注意」の下、本調査と可能な範囲で対象を揃えるため、本調査と令和元年特別調査の両方に回答した事業所に限定して、令和元年特別調査を集計した数値（以下「令和元年特別集計」という。）を用いて、例年の特別調査の概況と同様の図表を機械的に作成したものを参考情報として掲載する。

## 参考情報の利用上の注意

ア 従来実施している特別調査と本調査は、調査対象の範囲、調査方法及び調査期日が異なるため、結果についての直接の比較は困難であり、注意が必要である。

イ 特に、本調査は、

- ・令和元年特別調査で回答のあった事業所を調査対象としており、令和元年特別調査実施後に新設された事業所が調査対象となっていないこと
  - ・新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、調査員調査から郵送調査へ調査方法を変更したことにより従来実施している特別調査と比べ有効回答率が大きく低下（※）していること
- 等から、例年と比べて回答事業所の属性に偏りがある可能性がある。

※ 本調査の有効回答率は45.6%、令和元年特別調査の有効回答率は88.4%

ウ 本調査と令和元年特別集計との比較は、調査期日の違い（本調査は9月調査、特別調査は7月調査）等の影響は除去できないため、2つの調査結果を機械的に比較したものである点に注意が必要である。

エ 令和元年特別調査の集計対象事業所数（有効回答数）は19,551事業所であるが、令和元年特別集計の集計対象事業所は8,687事業所である。

参考第1表 性・主な産業、事業所規模別きまって支給する現金給与額

性・主な産業	事業所規模1～4人			(参考) 事業所規模5人以上		5人以上=100としたときの 本調査結果の 比率
	令和2年 (本調査) (A)	令和元年 (特別集計注1) (B)	比率(A/B-1) (注2)	毎月勤労統計調査全国調査		
				令和2年9月 (注3)	前年比 (注4)	
	円	円	%	円	%	
調査産業計	202,372	204,169	-0.9	262,426	-0.8	77.1
男	275,623	280,307	-1.7	329,702	注5 -1.3	83.6
女	151,101	151,146	0.0	186,663	注5 0.6	80.9
建設業	258,870	265,084	-2.3	341,965	-0.4	75.7
製造業	225,721	232,436	-2.9	303,861	-2.2	74.3
卸売業、小売業	206,358	210,193	-1.8	234,725	0.5	87.9
宿泊業、飲食サービス業	109,681	103,570	5.9	111,876	-4.3	98.0
生活関連サービス業、娯楽業	144,326	149,770	-3.6	187,801	0.5	76.9
医療、福祉	175,018	175,576	-0.3	253,225	-0.5	69.1

注：1）令和元年の数値は、本調査と令和元年特別調査の両方に回答した事業所のみ限定して、令和元年特別調査を集計した結果である。

2）調査期日の違い（本調査は9月調査、令和元年特別調査は7月調査）等の影響は除去できないため、実数値の比率を機械的に計算したものであることに注意が必要である。

3）事業所規模5人以上は、毎月勤労統計調査全国調査令和2年9月分の結果である。

4）事業所規模5人以上の前年比は、指数から算出している。

5）事業所規模5人以上の男女別の前年比は、実数から算出している。

参考第2表 性別1時間当たりきまって支給する現金給与額  
(事業所規模1～4人、調査産業計)

性	令和2年 (本調査) (A)	令和元年 (特別集計注1) (B)	比率(A/B-1) (注2)
	円	円	
計	1,537	1,469	4.6
男	1,835	1,746	5.1
女	1,329	1,276	4.2

注：1) 令和元年の数値は、本調査と令和元年特別調査の両方に回答した事業所のみ限定して、令和元年特別調査を集計した結果である。  
2) 調査期日の違い(本調査は9月調査、令和元年特別調査は7月調査)等の影響は除去できないため、実数値の比率を機械的に計算したものであることに注意が必要である。

参考第3表 性・主な産業、きまって支給する現金給与額階級別常用労働者の構成割合  
(事業所規模1～4人)

(単位：%)

きまって支給する 現金給与額階級	調査産業計			建設業	製造業	卸売業、 小売業	宿泊業、 飲食 サービス業	生活関連 サービス業、 娯楽業	医療、 福祉
	計	男	女						
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
3万円未満	3.8 (3.1)	2.1 (1.3)	5.0 (4.4)	2.2 (0.5)	2.6 (1.6)	2.7 (2.3)	11.8 (11.2)	4.7 (2.7)	3.3 (2.5)
3 ～ 6	7.6 (7.8)	2.9 (3.0)	10.8 (11.1)	2.5 (3.0)	6.8 (6.5)	6.4 (6.1)	19.8 (25.1)	11.0 (10.3)	8.5 (8.4)
6 ～ 9	13.0 (12.9)	3.4 (3.2)	19.8 (19.7)	6.7 (6.5)	11.9 (11.6)	13.8 (13.4)	24.5 (25.2)	21.3 (21.7)	14.4 (14.3)
9 ～ 12	8.3 (8.3)	4.6 (3.6)	10.8 (11.5)	5.8 (4.7)	6.3 (7.0)	8.6 (8.9)	11.6 (8.4)	14.1 (10.8)	8.5 (10.0)
12 ～ 15	5.5 (5.6)	3.5 (3.6)	6.8 (7.0)	2.8 (2.0)	4.6 (4.1)	5.5 (5.9)	6.8 (6.0)	6.7 (8.1)	5.8 (6.1)
15 ～ 20	14.4 (14.6)	10.4 (10.2)	17.2 (17.7)	10.7 (11.1)	12.1 (12.9)	15.5 (15.4)	7.8 (7.7)	15.7 (17.6)	20.1 (21.4)
20 ～ 25	15.3 (14.9)	15.8 (16.0)	14.9 (14.1)	14.2 (17.5)	14.6 (13.8)	15.4 (14.0)	9.1 (7.7)	12.7 (15.0)	19.0 (18.6)
25 ～ 30	10.6 (11.0)	16.0 (17.1)	6.8 (6.8)	17.0 (15.0)	13.1 (13.1)	10.2 (10.5)	4.4 (4.5)	5.8 (7.1)	9.9 (8.7)
30万円以上	21.6 (21.8)	41.2 (41.9)	7.9 (7.8)	38.1 (39.7)	28.1 (29.4)	22.0 (23.5)	4.3 (4.1)	8.0 (6.8)	10.5 (10.2)

注：1) ( )内は、本調査と令和元年特別調査の両方に回答した事業所のみ限定して、令和元年特別調査を集計した数値である。  
2) 本調査と( )内の数値を比較する際は、調査期日の違い(本調査は9月調査、令和元年特別調査は7月調査)等の影響は除去できないため、2つの調査結果を機械的に並べたものであることに注意が必要である。

参考第4表 性・主な産業別過去1年間に特別に支払われた現金給与額  
(事業所規模1～4人)

性・主な産業	実額(注3)			支給割合(注4)		
	令和2年 (本調査) (A)	令和元年 (特別集計注1) (B)	比率(A/B-1) (注2)	令和2年 (本調査) (A)	令和元年 (特別集計注1) (B)	差(A-B) (注2)
	円	円		%	円	
調査産業計	270,994	290,577	-6.7	1.34	1.42	-0.08
男	397,544	423,303	-6.1	1.44	1.51	-0.07
女	181,095	194,677	-7.0	1.20	1.29	-0.09
建設業	288,625	291,217	-0.9	1.11	1.10	0.01
製造業	239,137	296,246	-19.3	1.06	1.27	-0.21
卸売業, 小売業	287,358	304,734	-5.7	1.39	1.45	-0.06
宿泊業, 飲食サービス業	32,650	31,188	4.7	0.30	0.30	0.00
生活関連サービス業, 娯楽業	57,731	59,479	-2.9	0.40	0.40	0.00
医療, 福祉	230,436	240,856	-4.3	1.32	1.37	-0.05

- 注：1) 令和元年の数値は、本調査と令和元年特別調査の両方に回答した事業所のみ限定して、令和元年特別調査を集計した結果である。
- 2) 調査期日の違い(本調査は9月調査、令和元年特別調査は7月調査)等の影響は除去できないため、実数値の比率及び差を機械的に計算したものであることに注意が必要である。
- 3) 実額は、令和元年10月1日から令和2年9月30日まで(令和元年においては平成30年8月1日から令和元年7月31日まで)の1年間分の数値である。
- 4) 支給割合は、常用労働者1人当たりの令和2年9月(令和元年においては令和元年7月)のきまって支給する現金給与額に対する、過去1年に特別に支払われた現金給与総額の割合である。

参考第5表 性・主な産業、事業所規模別出勤日数及び通常日1日の実労働時間

性・主な産業	出勤日数					通常日1日の実労働時間				
	事業所規模1～4人			(参考)事業所規模5人以上		事業所規模1～4人			(参考)事業所規模5人以上	
	令和2年 (本調査) (A)	令和元年 (特別集計 注1)(B)	差(A-B) (注2)	毎月勤労統計調査全国調査		令和2年 (本調査) (A)	令和元年 (特別集計 注1)(B)	差(A-B) (注2)	毎月勤労統計調査全国調査	
	日	日	日	令和2年9月 (注3)	前年差	時間	時間	時間	令和2年9月 (注3注4)	前年差
調査産業計	19.3	19.9	-0.6	17.8	-0.1	6.9	6.9	0.0	7.6	-0.1
男	20.7	21.4	-0.7	18.6	-0.1	7.6	7.7	-0.1	8.1	-0.1
女	18.4	18.8	-0.4	16.9	-0.1	6.4	6.4	0.0	7.0	-0.1
建設業	20.9	21.8	-0.9	20.6	-0.1	7.4	7.4	0.0	8.1	-0.1
製造業	19.5	20.5	-1.0	18.9	-0.4	7.1	7.2	-0.1	8.2	-0.1
卸売業, 小売業	20.2	20.5	-0.3	18.0	0.0	7.1	7.2	-0.1	7.3	0.0
宿泊業, 飲食サービス業	17.9	17.3	0.6	14.0	-0.7	5.7	5.7	0.0	6.2	-0.3
生活関連サービス業, 娯楽業	19.0	19.9	-0.9	16.1	-0.9	6.6	6.8	-0.2	7.1	-0.2
医療, 福祉	18.9	19.4	-0.5	17.8	0.1	6.5	6.5	0.0	7.4	0.0

- 注：1) 令和元年の数値は、本調査と令和元年特別調査の両方に回答した事業所のみ限定して、令和元年特別調査を集計した結果である。
- 2) 調査期日の違い(本調査は9月調査、令和元年特別調査は7月調査)等の影響は除去できないため、実数値の差を機械的に計算したものであることに注意が必要である。
- 3) 事業所規模5人以上は、毎月勤労統計調査全国調査令和2年9月分の結果である。
- 4) 事業所規模5人以上における通常日1日の実労働時間は、月間総実労働時間を出勤日数で除したものである。

参考第6表 性・主な産業、通常日1日の実労働時間別常用労働者構成割合  
(事業所規模1～4人)

(単位：%)

性・主な産業	合計	4時間以下	5時間	6時間	7時間	8時間	9時間以上
調査産業計	100.0	13.1 ( 12.4)	8.6 ( 8.7)	8.9 ( 8.6)	15.7 ( 17.8)	47.2 ( 44.2)	6.6 ( 8.2)
男	100.0	4.6 ( 4.2)	2.3 ( 2.7)	4.3 ( 3.9)	14.8 ( 16.7)	63.3 ( 59.8)	10.7 ( 12.6)
女	100.0	19.1 ( 18.2)	13.0 ( 12.9)	12.2 ( 11.9)	16.3 ( 18.6)	35.8 ( 33.3)	3.7 ( 5.1)
建設業	100.0	5.1 ( 3.8)	4.0 ( 3.8)	5.1 ( 6.6)	17.7 ( 20.8)	61.4 ( 57.6)	6.7 ( 7.3)
製造業	100.0	10.7 ( 9.4)	6.8 ( 7.1)	6.8 ( 7.9)	13.5 ( 15.8)	56.8 ( 51.5)	5.3 ( 8.3)
卸売業，小売業	100.0	9.6 ( 9.8)	9.5 ( 8.4)	9.0 ( 8.4)	12.7 ( 14.8)	50.4 ( 47.3)	8.8 ( 11.4)
宿泊業，飲食サービス業	100.0	36.3 ( 34.3)	15.4 ( 21.0)	10.5 ( 10.1)	9.2 ( 10.2)	21.3 ( 16.5)	7.2 ( 7.9)
生活関連サービス業，娯楽業	100.0	14.6 ( 11.6)	17.4 ( 14.6)	11.4 ( 11.3)	12.4 ( 15.8)	34.0 ( 33.0)	10.2 ( 13.7)
医療，福祉	100.0	19.7 ( 20.1)	8.8 ( 9.0)	11.8 ( 9.2)	17.0 ( 17.9)	37.0 ( 39.1)	5.7 ( 4.8)

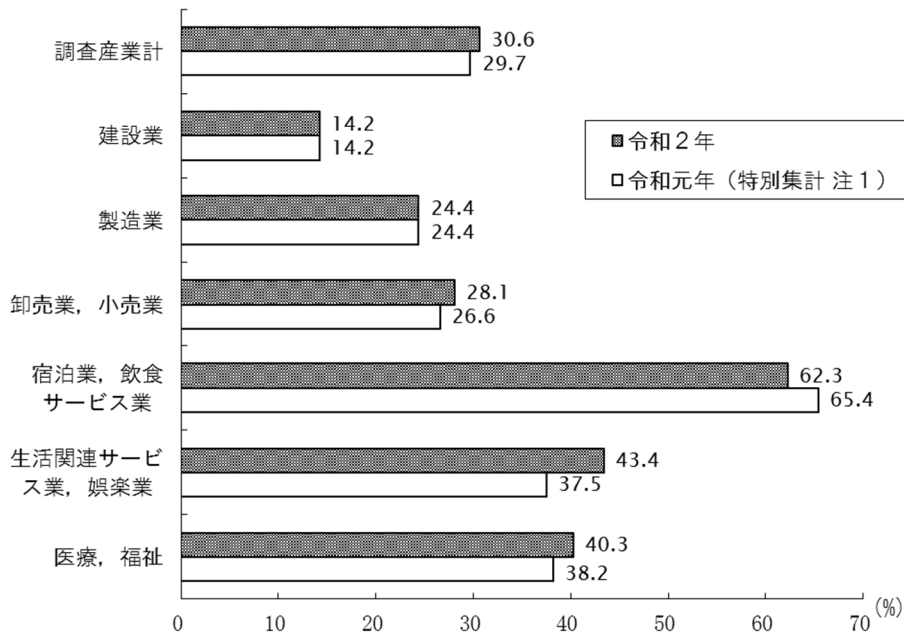
- 注：1) ( )内は、本調査と令和元年特別調査の両方に回答した事業所のみ限定して、令和元年特別調査を集計した数値である。  
 2) 本調査と( )内の数値を比較する際は、調査期日の違い(本調査は9月調査、令和元年特別調査は7月調査)等の影響は除去できないため、2つの調査結果を機械的に並べたものであることに注意が必要である。  
 3) 通常日1日の実労働時間の1時間未満の端数については、労働者ごとに30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てて集計している。

参考第7表 性別常用労働者の産業別構成割合及び産業別女性労働者の割合  
(事業所規模1～4人)

産 業	令和2年(本調査)			女性労働者の割合(注4)		
	計	男	女	令和2年 (本調査) (A)	令和元年 (特別集計 注1)(B)	差(A-B) (注2)
調 査 産 業 計	% 100.0	% 100.0	% 100.0	% 58.8	% 58.9	ポイント -0.1
建 設 業	10.2	17.8	4.9	28.4	27.6	0.8
製 造 業	7.4	10.6	5.1	40.9	38.7	2.2
卸 売 業 , 小 売 業	24.5	25.0	24.2	58.0	58.0	0.0
宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業	6.8	4.3	8.6	74.0	76.6	-2.6
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娯 楽 業	8.3	4.2	11.1	79.2	78.7	0.5
医 療 , 福 祉	11.3	3.3	16.9	87.9	89.5	-1.6
そ の 他 <sup>注3</sup>	31.5	34.8	29.1	54.5	54.1	0.4

- 注：1) 令和元年の数値は、本調査と令和元年特別調査の両方に回答した事業所のみ限定して、令和元年特別調査を集計した結果である。  
 2) 調査期日の違い(本調査は9月調査、令和元年特別調査は7月調査)等の影響は除去できないため、数値の差を機械的に計算したものであることに注意が必要である。  
 3) 「その他」とは、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「教育、学習支援業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」の合計である。  
 4) 「女性労働者の割合」は、産業ごとの常用労働者数に対する女性労働者数の割合である。

参考第1図 主な産業別短時間労働者(通常日1日の実労働時間が6時間以下の者)の割合  
(事業所規模1～4人)



- 注：1) 令和元年の数値は、本調査と令和元年特別調査の両方に回答した事業所のみ限定して、令和元年特別調査を集計した数値である。  
 2) 本調査と令和元年の数値を比較する際は、調査期日の違い(本調査は9月調査、令和元年特別調査は7月調査)等の影響は除去できないため、2つの調査結果を機械的に並べたものであることに注意が必要である。  
 3) 数値は、令和2年9月末日現在(令和元年においては、令和元年7月末日)における産業ごとの常用労働者数に対する短時間労働者数の割合である。

参考第8表 年齢階級、性別短時間労働者の割合（事業所規模1～4人、調査産業計）

年齢階級	計			男			女		
	令和2年 (本調査) (A)	令和元年 (特別集計 注1)(B)	差(A-B) (注2)	令和2年 (本調査) (A)	令和元年 (特別集計 注1)(B)	差(A-B) (注2)	令和2年 (本調査) (A)	令和元年 (特別集計 注1)(B)	差(A-B) (注2)
	%	%	ポイント	%	%	ポイント	%	%	ポイント
年齢計	30.6	29.7	0.9	11.1	10.8	0.3	44.2	42.9	1.3
19歳以下	64.3	67.8	-3.5	52.4	63.2	-10.8	71.4	70.9	0.5
20～29歳	21.5	20.2	1.3	13.4	12.9	0.5	26.7	24.2	2.5
30～39歳	24.8	24.1	0.7	7.0	8.2	-1.2	39.2	37.0	2.2
40～49歳	27.9	27.1	0.8	5.4	4.2	1.2	43.8	43.2	0.6
50～54歳	26.2	28.7	-2.5	5.1	4.6	0.5	39.0	42.2	-3.2
55～59歳	32.2	28.7	3.5	7.0	5.0	2.0	45.0	41.7	3.3
60～64歳	31.1	30.3	0.8	10.4	10.3	0.1	47.4	47.0	0.4
65歳以上	43.9	44.7	-0.8	26.6	28.0	-1.4	57.7	58.4	-0.7

注：1）令和元年の数値は、本調査と令和元年特別調査の両方に回答した事業所のみ限定して、令和元年特別調査を集計した結果である。

2）調査期日の違い（本調査は9月調査、令和元年特別調査は7月調査）等の影響は除去できないため、数値の差を機械的に計算したものであることに注意が必要である。

3）数値は、令和2年9月末日現在（令和元年においては、令和元年7月末日）における性、年齢階級別の常用労働者数に対する短時間労働者数の割合である。